

男女共同参画施策の展開

- 国際婦人年以降 -

中山 忠政¹

(1998年11月13日受付, 1998年11月30日受理)

A Historical Review of Gender Equality Measures at the United Nations and Japan

- After International Women's Year -

Tadamasa NAKAYAMA¹

(Received : November 13, 1998. Accepted : November 30, 1998)

要　旨

本稿は、国際婦人年以降の国連を中心とする世界とわが国の男女共同参画施策の展開を検討した。国連は、女性の人権問題への対処という流れの中で、1975年の国際婦人年世界会議を皮切りにこれまで4回の世界女性会議を開催してきた。そこでは、「ジェンダー」という社会的・文化的につくりあげられた性別という視点、さらに、女性自身が力を持つこと（エンパワーメント）の重要性が認識しはじめられていた。一方、わが国では、国連の「世界行動計画」に対応したかたちで、「国内行動計画」の策定と、ナショナル・マシーナリー（推進体制・機構）の強化・充実が行われてきた。「国内行動計画」は幾度の改定をへ、従来の「婦人問題」から、「男女共同参画」という新たな側面に注目がみられはじめた。また、男女共同参画社会基本法（仮称）の制定も現実味を帯びてきている。

I. はじめに

1995年の北京で行われた第4回世界女性会議や、1996年男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、1996年6月、「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に伴う平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画—」があらわされた。

近年、女性問題へのアプローチとして、「ジェンダー（gender）」の視点が取りあげられはじめている。ジェンダーとは、生物学的な性別であるセックス（sex）に対して、社会的・文化的につくりあげられた性別をいう。今日、ジェンダー・フリー社会の構築や男女共同参画社会の実現が、新しい男女のあり方をめぐる次代の要請となってきた。ところで、「男女共同参画」は、ジェンダー・イクオリティー（gender equality）の

英語訳であり、ジェンダー・イクオリティー（gender equality）は、通常、「男女平等」や「両性の平等」と訳される。つまり、「男女共同参画」とは、「ジェンダー・イクオリティー」の意訳であるといえるのである¹⁾。「ジェンダー・イクオリティー」を「男女共同参画」に意訳した理由は、戦後、日本国憲法の施行などにより表面上の男女平等が実現されたかにみえたわが国でも、その後も根強い男女間の差別的な状況が続き、伝統的な性役割意識や固定的な性別分業の見直しなど、近年の経済・社会情勢に対応する必要があったからであると考えられる。先の「男女共同参画2000年プラン」において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治

1 高知女子大学社会福祉学部社会福祉学科 Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare, Kochi Women's University

的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」であるという定義がみられる。

このような男女共同参画施策は、いかに展開されていったのであろうか。国連を中心とする世界の動きとあわせ、わが国の男女共同参画施策の変遷を明らかにしていくこととする。

II. 世界の動き

1. 「国連婦人の十年」の制定

国際連合（以下、国連）は、1945年の発足以降、女性の人権問題解決のために積極的な取り組みをなしてきたといえる。「一生のうち二度までも言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救う」とうたう「国連憲章」は、その中において「基本的人権と人間の尊重及び価値、男女及び大小各國の同権に関する信念をあらためて確認し」と述べているように、男女同権を初めて明確に表明した国際的な法律文書である。また、1948年の「世界人権宣言」は、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、（中略）によるいかなる差別もうけることなく」と、より具体的な規定がみられる。さらに、1967年の第22回国連総会において、「女子差別撤廃宣言」が採択され、36か国により署名、この宣言は、後に「女子差別撤廃条約」として実を結ぶこととなった（1979年）。

これら国連の女性に対する権利擁護の取り組みの流れの中で、1972年の国連総会は、1975年を「国際婦人年」とすることを宣言した。そこでは、①男女平等の推進、②社会、経済、文化の発展への婦人の参加、③国際友好と強力への婦人の貢献、を目標としてそれらのための活動を行うことが定められた。これは、一方で、国連の様々な動きにも関わらず、女性に対する差別的な状況が遅々として解消されず、その現実が世界的にみて不均衡であったことを背景としている。具体的に、この年（1975年）が国際婦人年として選定されたのは、国連の婦人の地位委員会の設立から25年を迎えたこと

などであった。

2. 国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）の開催

国際婦人年の中心的事業となつたのが、国際婦人年世界会議（第一回世界女性会議）の開催であった²⁾。国際婦人年世界会議は、1975年6月19日から7月2日までメキシコのメキシコシティで開催され、133ヶ国の政府代表と国連機関、地域経済委員会、専門機関、政府機関、非政府機関からの2,000人の参加をえた。この会議は、メキシコ大統領の、「真の女性の解放は、人間の解放であり、世界経済秩序の変革でなければならない」という言葉で始まり、ワルトハイム国連事務総長は、「世界には数々の差別があるが、女性差別ほど、大がかりなものはない。なぜならば世界の人口の半分が差別されているのだから」とスピーチし、わが国の三木総理大臣も、「人間社会が男女両性によって構成されているものである以上、国際社会の発展と平和も、国内社会の安定と繁栄も、両性の等しい貢献及び協力なくしてはなしとげられません」とメッセージを寄せている。

国際婦人年世界会議では、2週間にわたる議論の末、「世界行動計画」、「メキシコ宣言」と34の決議が採択された。「世界行動計画」は、「各国における社会秩序の中で男女の完全な融合が確保されるための行動を起こすこと」を目標とし、各国の実状にあわせた勧告的性格、つまりガイドラインとしての役割が期待されていた。その構成は、序文と6章の本文（国内行動、国内行動のための特定分野、研究、資料収集及び分析、マス・メディア、国際的及び地域的行動、再検討及び評価）と、206項目と付属の関連国際文書からなっている。序文において、「世界行動計画」策定の目的として、「国際婦人年の目標達成に向けて、社会・経済上の問題を解決するため国内的、国際的行動をおこすことを促すこと」があげられ、法の下の平等、教育と訓練の機会均等、雇用条件の平等の確保、育児施設の整備、保健及び健康サービスの享

受、開発への婦人の参加と促進、国際協力及び国際平和への婦人の参加などに言及されている。なお、「メキシコ宣言」は、婦人の平等と開発と平和への婦人の貢献に関して宣言された。

こうして幕が下された国際婦人年世界会議であったが、1975年の第30回国連総会は、国際婦人年世界会議において採択された、「世界行動計画」、「メキシコ宣言」、他の諸決議、勧告に含まれていた行動提案を支持し、1976年～1985年を「国連婦人の十年—平等・発展・平和」とすることを宣言したのであった。

3. 「国連婦人の十年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）の開催

先の第30回国連総会において、「国連婦人の十年」の中間年にあたる1980年に、「国連婦人の十年」の前半の成果を確認し、残り5年間における優先的にとるべき活動を確認すべく、「国連婦人の十年」中間年世界会議を開催することを決し、第32・33回国連総会において、準備委員会の結成が決められた。こうして、「国連婦人の十年」中間年世界会議は、5つの地域での地域準備会議を経、1980年7月14～30日まで、デンマークのコペンハーゲンで開催され、157ヶ国の政府代表他国際機関、N G O計2,000人が参加した。

会議では、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」の採択が行われた。「国連婦人の十年後半期行動プログラム」は、「国連婦人の十年」の前半期における世界行動計画の実施状況と問題点を基礎にして、女性の地位の向上、差別撤廃のための具体的方針・戦略を提唱し、この会議のサブテーマとして掲げられた、「雇用、健康、教育」を中心とした「国連婦人の十年」の後半期の行動計画が示されたものであった。同時に1979年に採択された、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われた。

4. 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）の開催

「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」（第3回世界婦人会議）が開催されたのは、「国連婦人の十年」の最終年である1985年のことである。ケニアのナイロビにおいて、157か国の政府代表と国連機関、政府間機関、団体、非政府機関からの参加を得、1985年の7月15日から26日まで開かれた。「国連婦人の十年世界会議」においては、「国連婦人の十年」の評価とともに、西暦2000年に向けた婦人の地位向上のための「将来戦略」の検討が行われた。この将来戦略は、国際婦人年世界会議において採択された世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長させ、「国連婦人の十年」の目標達成をめざすべく、各国の実情に応じた効果的措置をとるためのガイドラインであった。全回一致で採択された「将来戦略」は、12月の国連総会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」として支持を得たが、それは、女性の地位向上に関する現存する障壁を指摘し、今後とるべき基本戦略や具体的措置について述べている。その構成は、序、平等、発展、平和、特殊な状況下にある婦人、国際、地域協力の6章、372項目からなっていた。

5. 第4回世界女性会議の開催

「国連婦人の十年」の経過をみた1990年代においても、国連における様々な女性の地位向上に関連した試みが続けられていく。例えば、1992年のリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）においては、「21世紀に向けての行動計画アジェンダ21」の中に、第24章「持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模計画」が付け加えられた。1993年のウィーンにおける世界人権会議では、女性への暴力は人権侵害であるということの確認がなされ、それへの対応が明記された、「ウィーン宣言および行動計画」が採択された。さらに、1994年のカイロにおける国際人口・開発会議では、リプロダクティブ・ヘ

ルス／ライツの概念を盛り込んだカイロ文書が採択されている。

このような中で、1987年、国連経済社会理事会は、「ナイロビ将来戦略」の進捗状況を定期的に見直すために、1990年代と、2000年のそれぞれ1回、世界女性会議を開催する旨の決議を採択した。ついで、1990年には、同理事会において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択され、第45回国連総会において先の経済社会理事会の1995年に世界女性会議を開催することを奨励する決議が承認された。こうして、「第4回世界女性会議」は、「国連婦人の十年」世界会議から10年を経た、1995年の9月4日から15日まで、中国の北京において開催され、190ヶ国の政府、国連機関等17,000人の参加を得たのであった。

「第4回世界女性会議」は、「平等・開発・平和のための行動」をテーマに、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の第2回見直しと評価を行い、女性の地位に対する根本的な障害とみられる主要な問題を指摘し、21世紀に向け女性が前進するための政治、経済、科学・技術にわたる社会的な備えの整備をするために開催された。

「第4回世界女性会議」においては、「北京宣言」と「行動計画」が採択された³⁾。

まず、「北京宣言」であるが、「北京宣言」は、38までの番号が振られた文章と文節からなる。1～7までは前文であり、8～21までは、誓約（コミットメント）の再確認が行われている。13～21までは、「女性の権利は人権である」などの事項の確認が行われている。22～34までは、「ナイロビ将来戦略の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する」にはじまる決意があらわされている。また、35～38までは各国に対して行動要領の実施に向けた努力を求めている。

次に、「行動計画」についてであるが、「行動計画」は、先の「ナイロビ将来戦略」を見直し、各の次の女性施策のあり方を示した国際文書といえる。その構成は、第I章 使命の声明（パラ

グラフ1－5）、第II章 世界的枠組み（パラグラフ6－40）、第III章 重大問題領域（パラグラフ41－44）、第IV章 戦略目標及び行動（パラグラフ45－285）、第V章 財政的整備（パラグラフ345－361）、第VI章361パラグラフからなる。この「行動要領」は、冒頭の第I章第1パラグラフにおいて、「この行動計画は、女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）である」と述べられ、その目的として、「ナイロビ将来宣言の実施と経済的、社会的、文化的及び政治的意志決定の完全かつ平等な分担を通じ、公的及び私的生活のすべての分野への女性の積極的な参加に対するあらゆる障害の除去を促進すること」をあげている。また、第III章44パラグラフにおいては、各国に対して以下にあげる重大問題領域における戦略的行動をとるように要請している。

- ・女性への持続し増大する貧困の重荷
- ・教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・女性に対する暴力
- ・武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- ・経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- ・あらゆるレベルの権力と意志決定の分担における男女間の不平等
- ・あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- ・女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- ・あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定的観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等
- ・天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- ・女児の権利に対する持続的な差別及び侵害

第IV章では、戦略目標及び行動として、第III章においてあげられた12の重大領域－A女性と貧困、B女性の教育と訓練、C女性と健康、D女性に対する暴力、E女性と武力紛争、F女性と経済、G権力及び意志決定における女性、H女性の地位向上のための制度的な仕組み、I女性の人権、J女性とメディア、K女性と環境、L女児（少女）－についての戦略目標及びとるべき行動が示されている。

「第4回世界女性会議」における大きな特徴は、NGOとの連携であった。具体的には、各国政府代表団へのNGOの参加と、国別報告作成にあってのNGOの意見の反映が準備指針において呼びかけられ、認証によりNGOのオブザーバーとしての参加が可能となった。実際、認証を受けたのは、日本に拠点をおく23のNGOを含む世界各国の2,000を越えるNGOであり、約4,300人の代表が参加した。

III. 日本の動き

これまで国連による男女共同参画政策の展開をみてきたが、国連の各政府への「要請」を受けるかたちで、日本政府における男女共同参画施策は推進されていく。具体的には、世界女性会議で採択された「世界行動計画」に対応した、「国内行動計画」の策定、ナショナル・マシーナリーとしての推進体制・機構の整備が行われる。

1. 国内行動計画（1977年）

「国内行動計画」⁴⁾は、国際婦人年世界会議（メキシコ会議）で採択された「世界行動計画」を受け策定されたわが国初の「国内行動計画」である。

1975年の国際婦人年にあたり、当時の三木内閣総理大臣が年頭に寄せた「国際婦人年にあたって」というメッセージにおいて、次のような、わが国の男女共同参画施策に関連した今後を示す部分がみられる。

「国際婦人年世界会議における決定事項の国内施

策への取入れ、その他婦人に関する施策について関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するため、内閣総理大臣を本部長とし、関係10省庁の事務次官を本部員とする婦人問題企画推進本部を設置した。本部には、幹事及び参与をおくこととされた。また、本部の庶務は、内閣総理大臣官房審議室（婦人問題担当室）において行うこととなった。」

このように、国際婦人年世界会議（メキシコ会議）に先立ち日本国政府は、1975年5月の「婦人問題企画推進本部の設置について」という閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を発足させたのである。その構成としては、内閣総理大臣を本部長に、関係10省庁の事務次官からなる本部員がおかれて、婦人問題企画推進本部の庶務として「婦人問題担当室」がおかれた。

その婦人問題企画推進本部により策定された「国内行動計画」は、基本的な考え方として、「今後10年間を展望し、日本の女性問題の目標と課題を明確にし、それらに沿った施策を展開するための計画を策定すること」を目標としてあげている。「国内行動計画」の「I 基本的な考え方」において、その基本的な考え方をみることができる。そこでは、わが国の国民生活や意識の変化にもかかわらず、男女の伝統的な性役割意識の固定化が続き、女性の施策や方針決定における参画などの条件整備が進んでいないとある。さらに、その全体的な目標として、「憲法の定める男女平等の原則及び世界行動計画を始めとする国際文書の趣旨に基づき、政治、教育、労働、健康、家族生活等に関して憲法が保障する一切の国民的権利を婦人が実際に男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女両性がともに参加、貢献することが必要であるという基本的考え方」に立って、それらを可能とする社会環境を形成すること」としている。具体的には、

- (1) 法制上の婦人の地位の向上
- (2) 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦

人の参加の促進
 (3) 母性の尊厳及び健康の擁護
 (4) 老後等における生活の安定の確保
 (5) 国際協力の推進
 をあげている。

2. 国内行動計画後期重点目標（1981年）

「国内行動計画後期重点目標⁵⁾」は、国連婦人の十年の中間年である、1980年に開催された「国連婦人の十年中間年世界会議」において採択された「国連婦人の十年後半行動プログラム」に対応して策定されたものであった。それに先立ち1981年2月に、婦人問題企画推進会議の意見として、「国連婦人の十年後半期に向けて」が提出されている。それによると、政策・方針決定への参加、教育・訓練、雇用・労働、母性の尊重、家庭と育児、老後における生活の安定、農村の女性、国際協力、婦人差別撤廃条約批准のための条件整備、目標達成への努力、などの各面にわたり提言を行っている。それらを受け、同年5月に、国内行動計画後期重点目標が閣議決定された。そこでは、先の意見をふまえ、以下の婦人の十年後半期において重点をおいて推進する分野があげられている。

- 1 婦人の地位向上のための法令等の検討
- 2 政策決定への婦人の参加の促進
- 3 教育・訓練の充実
- 4 雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進
- 5 育児等に関する環境の整備
- 6 母性の尊重と健康づくりの促進
- 7 老後における生活の安定
- 8 農村漁村婦人の福祉と地位の向上
- 9 国際協力の推進

を、あげている。

これらの中から具体的な動きがみられたものは、次の3点であった。1つ目は、「婦人の地位向上のための法令等の検討」について、国籍法の父系優先の血統主義から父母両系の血統主義への改正が行われた。2つ目は、「教育・訓練の充実」で

あげられた教育における男女平等について、学習指導要領の改訂を伴う、中学校における「技術・家庭」の男子の家庭系列の履修、女子の技術系列の履修という男女共修化（1977年告示、1981年実施）および、高等学校における「家庭一般」の男子が履修する上での配慮が示された（1978年告示、1982年実施）のである。3つ目は、「雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進」であげられた、雇用における男女平等のための法的整備としての、男女雇用機会均等法の制定（1985年）がなされた。

3. 西暦2000年に向けての新国内行動計画（1987年）

国連婦人年ナイロビ世界会議において採択された「将来戦略」に対応して、わが国では、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が採択された。そこでは、1 男女平等をめぐる意識変革、2 平等を基礎とした男女の共同参加、3 多様な選択を可能とする条件整備、4 老後生活等をめぐる婦人の福祉の確保、5 国際協力及び平和への貢献、の5つの基本目標と15の重点目標があげられている。

4. 新国内行動計画（第一次改定）（1991年）

1990年には、国連経済社会理事会において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択され、これを受けるかたちでわが国では1991年、先の「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が、「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」⁶⁾へ改定された。新国内計画（第一次改定）は、「男女共同参画型社会の形成を目指す」をテーマにして、以下の5つの基本目標と16の重点目標をあげている。

I 男女平等をめぐる意識変革

- 1 男女の固定的な役割分担意識の是正
- 2 学校教育の充実と社会教育の推進
- 3 母性の重要性と尊厳についての認識の浸透

- 及び母性保護等
- II 平等を基礎とした男女の共同参画
- 4 施策・方針決定への参画の促進
 - 5 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - 6 農村漁村婦人対策の確保
 - 7 地域社会及び家庭生活における男女共同参画の促進
- III 多様な選択を可能にする条件整備
- 8 生涯にわたる学習機会の整備及び職業能力の開発・向上のための施策推進
 - 9 育児期等における条件整備の充実
 - 10 多様な就業形態における就業条件の整備
- IV 老後生活等をめぐる女性の福祉の確保
- 11 所得保障の充実
 - 12 福祉サービスの整備
 - 13 健康づくりの推進と社会参加の促進
 - 14 母子家庭等の特別の配慮を必要とする女性の自立と生活の安定
- V 国際協力及び世界平和への貢献
- 15 国際化の進展に対応する女性の国際協力の推進
 - 16 女性の平和への貢献

5. 男女共同参画2000年プラン（1996年）

1995年、北京で開催された第4回世界女性会議において、「北京宣言及び行動要領」が採択されたが、その行動要領においては、12の重大問題領域が示され、可能であれば1996年末までに各國政府が自国の行動計画の策定をするよう求められていた。これに対応するために、西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）の見直しが必要となってきた。

○ 国内推進本部（ナショナル・マシナリー）の強化

行動要領の8つ目の重大問題領域にあげられた「女性の地位向上のための制度的な仕組み」の戦略目標として、女性の地位向上のための国内推進

本部（ナショナル・マシナリー）の創設または強化があげられている。これらの世界女性会議の求めに応じわが国政府は推進本部の機構の強化・整備を行ってきたが、ここでその変遷をまとめてみよう。

1975年発足した「婦人問題企画推進本部」は、1986年、構成員を従来の関係10省庁から全省庁に拡大した。1992年には、副本部長として内閣官房長官が「婦人問題担当大臣」に任命された（1994年には、女性問題担当大臣へ名称変更）。1994年には、「婦人問題企画推進本部」は、その名称を「男女共同参画推進本部」へと変更を行い、その構成員が従来の事務次官より、全閣僚へと格上げされた。

1975年、「国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取入れ、その他婦人に関する施策の企画及び推進」のため、内閣総理大臣の依頼する有識者による「婦人問題企画推進会議」が閣議口頭了承により設置されたが、1986年の「婦人問題企画推進有識者会議」への名称変更された1994年には、男女共同参画審議会令にもとづき「男女共同参画審議会」に変更され、1997年には、「男女共同参画審議会設置法」にもとづく法的根拠をもつ審議会へと機能の強化がなされた。

また、「婦人問題担当室」は、1994年、総理府本府組織令の一部改正により総理府の大臣官房に新たに「男女共同参画室」がおかれ、1997年からは、総理府設置法上の根拠をもつことになった。

○ 男女共同参画ビジョン

北京会議における「行動綱領」に対応して新たな国内行動計画の策定が必要になった。それに先立ち、男女共同参画審議会は、1996年7月、「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」⁷⁾を内閣総理大臣の諮問の答申として提出した。「男女共同参画ビジョン」は、第一部の男女共同参画社会の展開において、男女共同参画社会の基本的な考え方とそれを取り巻く経済・社会環境への認識を示している。「男女共同参画社会

の基本的な考え方」の中に、次のような男女共同参画社会の定義付けがみられる。

「男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいう。」

これをふまえて、ビジョン自身、「この答申は、女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである」とその性格付けを述べている。

また、その理念と目標として、人権の確立、政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と進化、新たな価値観の想像、地球社会への貢献、の5つをあげている。

男女共同参画社会と経済・社会環境として、少子・高齢化の進展、国内経済活動の成熟化と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化、地域社会の変化、をあげている。

○ 男女共同参画2000年プラン

新しい男女共同参画社会にむけた視点を様々な提言をあらわした「男女共同参画ビジョン」の答申や、「行動綱領」などの国際社会からの要請に基づき、「新国内行動計画（第一次改定）」の改定を行い、新たな行動計画として、1990年8月に「男女共同参画ビジョン」⁸⁾が示された。

「男女共同参画2000年プラン」の構成は、基本的な考え方、施策の基本的方向と具体的施策、計画の推進の3部からなる。第2部の「施策の基本的報告と具体的施策」をみていく。

第2部は、I 男女共同参画を推進する社会システムの構築、II 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現、III 女性の人権が推進・擁護される社会の形成、IV 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献、からなる。それぞれは、さらに

次のような施策がしめされている。

I 男女共同参画を推進する社会システムの構築

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ・企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
 - ・調査の実施及び情報・資料の収集、提供
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革
 - ・男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - ・国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - ・法識字の強化
 - ・男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

II 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

- 3 雇用等の分野における男女の均等など待遇の確保
 - ・雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ・働く女性の妊娠・出産にかかわる保護
 - ・女性の職業能力開発と能力発揮の支援
 - ・多様な働き方を可能とする就業条件整備
- 4 農産漁村におけるパートナーシップの確立
 - ・あらゆる場における意識と行動の変革
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の確保
 - ・女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - ・高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援
 - ・多様なライフコースに対応した子育て支援の充実

- ・育児・介護を行う労働者の雇用の継続をはかるための環境整備
- ・再就職希望者に対する援助
- ・家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- ・高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
- ・高齢期の所得保障の充実
- ・高齢者の社会参加の促進
- ・障害のあるものへの配慮の重視

III 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・女性に対する暴力に対する厳正な対処
- ・被害女性に対する救済策の充実
- ・女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
- ・女性に対する暴力の根絶に向けての関係諸機関の関連と総合的対策の検討

8 メディアにおける女性の人権の尊重

- ・女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援
- ・公的機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

9 生涯を通じた女性の健康の支援

- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透
- ・生涯を通じた女性の健康の保持促進対策の推進
- ・女性の結婚を脅かす問題についての女性の推進

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ・男女平等を推進する教育・学習
- ・多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

IV 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ・国際規範・機関の国内への取り入れ・浸透
- ・地球環境の「平等・開発・平和」への貢献

○ 男女共同参画社会基本法（仮称）

男女共同参画社会実現のための法整備も現実味をおびてきている。

先の「男女共同参画ビジョン」においては、「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律について速やかに検討を進めるべきである」⁹⁾とし、「男女共同参画2000年プラン」においては、「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律について、検討を進める」¹⁰⁾とされている。

このような流れの中、1997年6月、男女共同参画審議会は、内閣総理大臣からの「男女共同参画社会の実現を促進するための方策に関する基本的事項」に関して諮詢を受け、審議会内に基本問題部会を設置した。基本問題部会は、男女共同参画社会実現を促進するための基本的な方策に関する事項について調査審議をすることを目的とし、男女共同参画基本法（仮称）の策定について審議を重ねた。こうして、1998年2月には、部会内に基本法検討小委員会が設置され、基本法に盛り込むべく事項について検討を行うため、3ヶ月の間に11回の会合が行われ、その論点整理について部会への報告がなされた。また、同じく2月の第142回国会において、橋本総理大臣（当時）は男女共同参画社会を実現するための基本となる法律案を翌年の通常国会に提出する旨、明らかにした。さらに、1998年6月には、男女共同参画審議会基本問題部会は、先に提出された原案の検討を行い、部会としての論点整理を行い、それらの論点整理を公表するに至ったのである¹¹⁾。

その内容であるが、男女共同参画社会基本法（仮称）は、「男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現に関する基本的な方針・理念等を規定して、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的」としている。基本法は、通常、それに関連する施策を総合的かつ計画的に推進するための事項を規定しており、直接国民の権利義務を制限するような個別領域についての規

定に関しては、他の個別法の定めにゆだねることになっている。つまり、憲法と具体的な施策の実施を定める個別法との間をつなぐものとして実質的に機能させようという立法政策的意味合いを含んでいるといえる。

次に、基本法の必要性についてであるが、論点整理において次の2点が上げられている。1つ目は、男女共同参画ビジョンにあげられた5つの目標（人権の確立、政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と進化、新たな価値観の想像、地球社会への貢献）を達成するため、2つ目は、経済・社会の変化（少子・高齢化、経済の成熟と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化、男女の地域社会での関わりの変化）に適切に対応するためであるとしている。

また、男女共同参画社会形成のためにいかに基盤的条件づくりをするかについては、「基本法は総合性と計画性を確保する手段」であり、「男女共同参画社会の形成の促進のため、様々な角度からの総合性を確保し、実施体制を整備するには基本法が必要」であり、「男女共同参画社会を実施する上で、効率性と総合性を確保するために実施体制を整備すること」が必要であるとしている。基本法に盛り込む事項としては、総則には目的、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、必要な法制上又は財政上の措置、年次報告を、基本的施策等には、基本計画、意識の浸透、推進体制については、審議会、苦情等の処理、国際機関・地方公共団体・民間団体との連携をあげている。

なお、1998年10月4日に、男女共同参画審議会は、男女共同参画社会基本法（仮称）を制定すべきである旨の答申を行った。答申では、男女平等に関する法的取組は進んだが、「人々の意識の中に形成された固定的役割分業意識等からくる事実上の男女の格差がある」とし、政策決定の場における女性の意図的登用（ポジティブ・アクション、アファーマティブ・アクション）などの措置を求

めている。

IV. おわりに

国際婦人年以降の国連を中心とする世界とわが国の男女共同参画施策の展開をみてきた。

国連による男女共同参画施策は、「国連憲章」や「世界人権宣言」などの人権重視の流れの中で、「女性の人権」に注目し展開されてきたものであった。1975年の国際婦人年の制定にはじまり、これまで「国連婦人の十年」の期間における会議を含む4回の世界女性会議が開催された。そのような中で、今後の男女共同参画施策のあり方をめぐる2つのキーワードをみいだすことができる。一つ目は、「国連婦人の十年」のテーマであった「平等・発展・平和」の「発展（開発）」との関連で、「ジェンダー」の視点、2つ目は、北京での第4回世界女性会議でみられたNGOなどとの連携でみられた、女性自身が力をつけること（エンパワーメント）である。この2つが、今後の男女共同参画施策の流れの重要な柱になることがうかがえる。

一方、わが国の男女共同参画施策は、国連の女性会議で採択された世界行動計画に対応する国内行動計画の策定と、国内推進体制・機構（ナル・マシナリー）の強化という、国連の男女共同参画施策に忠実に対応し拡大されていく。わが国において、「男女共同参画」という言葉が使われるようになったのは、従来の「婦人問題企画推進本部」や「婦人問題企画推進有識者会議」、「婦人問題担当室」などの「婦人問題」を冠していた担当部署が、それぞれ、「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画審議会」、「男女共同参画室」にあらためられた1994年のことである。これは、「婦人問題」というと女性という一方側の問題に限られて考えられがちであるのに対して、「男女共同参画」という、男女共通の問題であるという判断に立ったものであるといえよう。「男女共同参画2000年プラン」の男女共同参画社会の定義によれば、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野に

おける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいう。」とある。わが国は「ジェンダー」に関してその「偏り」は先進国の中でも特異的な状況にある¹²⁾。「ジェンダー」という、社会的・文化的につくりあげられた性別に着目したわが国の男女共同参画施策の今後の展開がますます期待されよう。その意味において、男女共同参画基本法（仮称）の策定は、今後の男女共同参画施策の推進にきわめて重要な意味をもつといえる。

注および文献

- 1) 川橋幸子『男女共同参画施策と女性のエンパワーメント』労働教育センター 27頁 1998.
- 2) 政府は、「国際婦人年」、「国際婦人の十年」というように、「女性」に関して、「婦人」の用語を用いている。本稿はこれに従うものとする。なお、政府は、未成年の子女を含む場合、「女子」の用語を用いている。
- 3) 総理府男女共同参画企画室『北京からのメッセージ—第4回世界女性会議及び関連事業等報告書—』大蔵省印刷局 1996.
- 4) 総理府『国際婦人年（昭和50年）及び「国連婦人の十年（昭和51年～60年）の記録』 139－149頁 1986.
- 5) 総理府『国際婦人年（昭和50年）及び『国連婦人の十年（昭和51年～60年）の記録』 150－162頁 1986.
- 6) 総理府『女性の現状と施策（平成5年版）』大蔵省印刷局 306-309頁 1995.
- 7) 総理府男女共同参画企画室『男女共同参画2000年 プラン&ビジョン』大蔵省印刷局 123－215頁 1997.
- 8) 総理府男女共同参画企画室『男女共同参画2000年 プラン&ビジョン』大蔵省印刷局 1－120頁 1997.
- 9) 総理府男女共同参画企画室『男女共同参画2000年 プラン&ビジョン』大蔵省印刷局 161頁 1997.
- 10) 総理府男女共同参画企画室『男女共同参画2000年 プラン&ビジョン』大蔵省印刷局 99頁 1997.
- 11) 男女共同参画審議会基本問題部会『男女共同参画社会基本法（仮称）の論点整理—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—』男女共同参画審議会基本問題部会 1998.
- 12) UNDP（国連開発計画）の「人間開発報告書」によれば、日本は、人間開発の3つの側面（寿命、知識、生活水準）を通じて各国の平均的達成度をしめす「人間開発指数（HDI）」において7位、それに男女間の達成度の格差を考慮した「ジェンダー関連開発指数（GDI）」が12位、女性が経済的、政治的生活に積極的に参加できるかあらわす「ジェンダーエンパワーメント測定（GEM）」が34位にある。これは、日本が、「基本的な人間の能力の開発という点においては国際的にみて大変優れた状況にあり、また、女性の能力の開発もかなり進んでいるが、それを発揮する機会が十分あるかどうかという観点からみると、大きな課題が残されている」と1997年の男女共同参画白書が指摘する状況にあるといえる。国連開発計画『人間開発報告書1997貧困と人間開発』国際協力出版会 1997.